

五監公告第18号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和6年10月30日

五 泉 市 監 査 委 員

浅 井 昇
剣 持 雄 吾

1. 監査の種類

定期監査

2. 措置を講じた対象課

こぼと保育園、すもと保育園、はしだ保育園、総合保育園、大蒲原保育園、川内保育園、村松こども園

3. 監査の期間

令和6年7月31日～令和6年9月26日

4. 監査の結果及び講じた措置内容

監査の結果(指摘事項)	措置内容
<p>私有車を使用する市内出張旅費について、確認不足による支給誤りが多数見られる。</p> <p>各園乗り合わせにより市内出張する際には、統一したルールに基づき運転者、同乗者、路程について命令簿に正しく記載し、出張命令簿と旅費請求書との間で矛盾が生じていないか各園及びこども家庭課双方でチェックできる体制を整え、再発防止に努められたい。</p>	<p>出張命令簿記載方法について記入例見本を作成し、出張命令から旅費及び費用弁償支払い事務について二重にチェックが出来る様チェック表を作成し、それぞれ各園に周知いたしました。併せて乗り合わせの経路について合理的な運用となるよう改め、各園に周知しました。</p> <p>支給誤りについては、追加支給、返納の事務処理を進めてまいります。</p> <p>今後は適正な事務処理に努めてまいります。</p>